

◇大阪市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

- 1 こども相談センター所長に委任する事務の範囲を改めることにしました。
- 2 この規則は、令和 8 年10月 1 日から施行することにしました。

(こども青少年局中央こども相談センター)